



国海安第44号
平成24年6月28日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省海事局安全基準課長
平原 祐



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

IMOにおいて、水先人用昇降機の使用禁止措置等に関するSOLAS条約附属書等改正案が採択され、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶設備規程等について所要の改正を行った。

今般、これらの改正を受け、船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

- ①水先人用昇降機の使用禁止措置及び水先人用はしごの技術基準改正に係る改正
 - 3-1 船舶設備規程
 - ・水先人用昇降機に係る規定の削除等、水先人用はしごの技術的要件の改正
 - 3-1-6 航海用具の基準を定める告示
 - ・水先人用はしごの技術的要件の改正
- ②救命艇用つり索の離脱装置の基準改正に係る改正
 - 3-2 船舶救命設備規則
 - ・救命艇用つり索の離脱装置の詳細基準を規定
- ③火災探知装置の備え付けに係る基準改正及び火災探知装置の技術基準改正に係る改正
 - 3-3 船舶消防設備規則
 - ・火災探知装置の設置場所等に関する詳細基準を規定
 - 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示
 - ・火災探知装置の性能要件等に関する詳細基準を規定
- ④その他の改正
 - 1-1 船舶安全法施行規則
 - ・船舶要目表等の管理手法の変更
 - ・FTPコード改正に伴う防火用材料の定義の明確化
 - 1-4 船舶等型式承認規則
 - ・FTPコード改正に伴う防火用材料の試験成績書の有効期間の設定等
 - 4-3 船舶区画規程
 - ・バルクキャリアの二重底の設置免除に係る規定の削除
 - 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則
 - ・フレームアレスタの試験に用いる媒体の変更その他形式的修正等所要の改正